

備 一 第 3 2 号
(保安、通指、交規)
令和 2 年 1 2 月 3 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバー攻撃対策等の推進について

世界的規模でサイバー攻撃が発生する中、平成30年に開催された平昌冬季オリンピック競技大会においては、大会の運営に直接的な影響はなかったものの、大会運営に用いられたシステムに対するサイバー攻撃が発生した。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）及び東京2020オリンピック聖火リレーその他の東京大会に関連する行事（以下「東京大会等」という。）においても、その妨害や情報窃取等を目的として、重要インフラ事業者及び大会関係機関（大会組織委員会、地方公共団体、重要サービス事業者、会場管理者、その他大会関連施設をいう。以下同じ。）を標的としたサイバー攻撃の発生が懸念される。

こうした中、警察においては、東京大会に向けたサイバー攻撃対策を重点的に推進してきたところであるが、競技会場が所在しない本県にあっても、聖火リレーに向けた所要の対策として、保安課等、関係所属と連携した更なるサイバー攻撃対策の推進に加え、警備部門と通信指令課及び交通規制課との情報共有の強化を図ることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 推進態勢の確立

サイバー攻撃対策プロジェクトと警備諸対策を主管する課等との間で情報共有に努めるなど、サイバー攻撃対策を効果的かつ効率的に推進するための態勢を確立すること。

2 組織基盤の強化

(1) 人的基盤の強化

サイバー攻撃対策の対処に従事する職員の能力及び配置状況について把握し、人材の確保に努めるとともに、部門横断的な活用や計画的な人材育成を推進すること。

(2) 物的基盤の強化

サイバー攻撃等の対処に係る資機材の機能及び配備状況について把握し、計画的な整備に努めるとともに、部門横断的な活用を推進すること。

3 情報収集・分析の推進

サイバーセキュリティに関する有識者等との協力関係の構築等を通じて、東京大会等の妨害を企図したサイバー攻撃等、東京大会等に係るサイバー攻撃情勢の情報収集・分析に努めること。また、収集した情報については、捜査中の事案との関連性、事業者への注意喚起等の対策の必要性等の観点から分析を行い、分析結果を有効にすることで、攻撃の全容の解明、官民の情報共有の促進を図ること。

4 官民連携の推進

既存の重要インフラ事業者及び大会関係機関（以下「関係機関等」という。）との連携を強化するため、サイバー攻撃対策プロジェクトと連携し、県内の重要インフラ事業者等をもって組織する青森県サイバーテロ対策協議会等の枠組みを活用するなどして、以下の取組を推進すること。

(1) 関係機関等との連携

関係機関等と警察との間の連絡体制の確立、関係機関等のログの保存状況等に関する情報共有、把握したサイバー攻撃に関する情報提供等を要請するとともに、関係機関等が保有する情報システムや緊急対処マニュアル等の把握に努めること。

(2) 共同対処訓練等の実施

関係機関等と協力して、サイバー攻撃の発生等を想定した共同対処訓練や通報訓練を実施するなどし、対処能力の向上を図ること。

(3) サイバー攻撃に関する情報共有

青森県サイバーテロ対策協議会やテロ対策推進会議パートナーシップあおもり等の枠組みを活用するほか、メールによる注意喚起を実施するなど、サイバー攻撃に関する情報共有を推進すること。

(4) サイバーセキュリティの確保に必要な助言等

サイバー攻撃情勢、被害未然防止対策等に関する情報提供を行うとともに、過去のオリンピック・パラリンピック競技大会におけるサイバー攻撃情勢を踏まえ、Wi-Fi対策を含めたサイバーセキュリティの確保に必要な助言を行うこと。

5 実態解明等の推進

サイバー攻撃又はそのおそれのある事案の発生を認知した際には、関係部門と連携しつつ、被害状況の把握及び迅速な被害の拡大防止を図り、大会運営への影響を最小限にとどめるとともに、捜査及び実態解明を推進すること。この際、必要に応じて関係機関に情報共有を行うこと。

また、東京大会等に関するサイバー犯罪が発生した場合においても、各事件主管課と関係部門が連携しつつ、捜査等を推進すること。

併せて、青森県インターネットプロバイダ防犯協議会等を通じ、サイバー攻撃等への対処に必要なインターネットサービスプロバイダ等の事業者との東京大会期間中における協力態勢を強化するなど、迅速な実態解明等の推進のための態勢強化に努めること。

6 警備部門と通信指令課及び交通規制課との情報共有

緊急通報及び交通管制についても、聖火リレーを始め、東京大会等を支える重要な

サービスであることから、警備部門と通信指令課及び交通規制課との間で情報共有に努めること。

担当 警備第一課警備第二係